

## 妙高市における環境物品等の調達の推進に関する基本方針

### 1. 目的

当市では、平成23年4月以降、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第10条の規定に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実践し行政コストの削減を進めてきたが、令和2年6月のゼロカーボン宣言、令和3年4月の生命地域妙高ゼロカーボン推進条例の施行を契機として、今後更にグリーン購入を促進することで、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促し、持続可能な社会の構築に貢献していく必要がある。そのために市役所がまず、グリーン購入に率先して取り組むため、その範囲、基本的な考え方、対象品目や判断基準などを明確にして、併せて事業者や市民へのグリーン購入の普及促進を図ることを目的とするものである。

### 2. 適用範囲

市及び教育委員会等が直接管理するすべての機関に適用する。また、市が委託を行い指定管理等の業務を行っている委託業者等に対しても本方針の取組について協力を依頼するものとする。

### 3. 取り組みの基本的考え方（取り組みの心構え）

物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境に配慮した物品等であることを考慮し、次の事項を基本として購入すること。

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質を使用していないこと及び排出が少ないこと。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取・確保し、有効利用していること。
- ④耐久性があり長期間使用できること。
- ⑤再使用が可能で、そのシステムが構築されていること。
- ⑥リサイクルが可能で、そのシステムが構築されていること。
- ⑦再生された素材や再使用された部品など、再生材料を多く利用していること。
- ⑧廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- ⑨調達数量は、必要最小限とすること。

### 4. 特定調達物品の対象品目及び判断基準

環境物品等における各特定調達品目及びその判断の基準等は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を準用※する。なお、購入量の多い【紙類】【文具類】【照明】【印刷】については、特に短期間で、重点的に取り組むものとし、その品目と判断基準は別記のとおりとする。

### 5. 目標

重点的に取り組む、紙類、文具類、照明、印刷については、令和4年度末までにグリーン購入率100%とし、やむを得ない事情がある場合を除き、原則、不適合品目は調達しない。

## 6. 物品等の調達方法

### (1) 調達開始

令和3年8月1日以降に調達手続を行うものから

### (2) 実際の調達方法 ※物品等調達フロー図参照

- 調達したい物品等はグリーン購入の対象（別記の判断基準を満たしている）か担当者が調査する。  
（環境省環境ラベル等データベースに掲載されているラベル等がついているものは判断基準を満たしているものとする）  
環境ラベル等データベース：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>
- 消耗品類は、担当が対象品目を購入する際に口頭で販売店へ仕様を指定して発注する。  
（財務課においても、年1回販売店へグリーン購入の推進に関する市の方針を周知する。）
- 備品・印刷類は各基準に該当しているかを確認し、参考見積及び本見積を作成後、一連の購入手続を行う。
- 各所管の課長補佐、次長、係長等は、検収時に環境物品であるかを請求書等でチェックし、係長が一覧表に数量を入力し、課長補佐、次長が再度入力内容をチェックする。  
※実際の運用については各課で取り決めること。
- 出先を多く抱える所管については、それぞれの出先で担当者を決めるなど工夫すること。

## 7. 実績の把握

### (1) 調達管理

- 各所管の長は、取り組みを統括するほか、事務にあたっては、課長補佐、次長、係長等が行う。
- 所管としての実績把握や記録集約は所管の課長補佐等が行う。（指定管理者等については、実績把握の対象外とする。）
  - 各所管は年度末に特定品目ごとに総調達量と基準を満たす物品の調達量を集計し、別表の「特定調達品目等の調達実績報告書」を作成し、財務課へ提出する。
  - 財務課は各所管から提出された別表を集計し、国等へ報告する。併せてホームページ等により取り組み状況を公表する。

## 8. その他

全てにおいて、物品購入は必要最低限にとどめること。



**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

妙高市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。  
Myoko City supports sustainable development goals.

## 【紙類】

特定調達品目	主な判断基準
コピー用紙	①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値（※）が80以上であること。
フォーム用紙	古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。
インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率70%以上であること。
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	①塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を総合的に評価した総合評価値（※）が80以上であること。 ②塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を総合的に評価した総合評価値（※）が80以上であること。 ※ただし上記①及び②を満たす製品を納入することが古紙需給環境の影響等により、困難な場合には財務課の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。
トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%であること。
ティッシュペーパー	

※コピー用紙の総合評価指標についての解説（環境省ホームページより）

[https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/cp\\_h20.html](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/cp_h20.html)

## 【文具類】

特定調達品目	主な判断基準
文具類共通	金属を除く主要材料が、 ①プラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ③紙の場合は、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
シャープペンシル	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
シャープペンシル 替芯	文具類共通の判断の基準を満たすこと。 〔判断の基準は容器に適用〕
ボールペン	文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
鉛筆	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
スタンプ台	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されているこ

	と。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
朱肉	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
印章セット	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
印箱	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
公印	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ゴム印	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
回転ゴム印	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
定規	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
トレー	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
消しゴム	文具類共通の判断の基準を満たすこと。 〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステープラー(汎用型)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ステープラー（汎用型以外）	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ステープラー針リムーバー	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
連射式クリップ(本体)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具(テープ)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具（液状）	文具類共通の判断の基準を満たすこと。 〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。
粘着テープ（布粘着）	テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。
製本テープ	文具類共通の判断の基準を満たすこと。

	[判断の基準はテープ基材に適用]
ブックスタンド	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ペンスタンド	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
クリップケース	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
はさみ	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
マグネット(玉)	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
マグネット(バー)	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
テープカッター	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
パンチ(手動)	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
紙めくりクリーム	文具類共通の判断の基準を満たすこと。 [判断の基準は容器に適用]
鉛筆削(手動)	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
OAクリーナー(ウェットタイプ)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 [判断の基準は容器に適用]
OAクリーナー(液タイプ)	文具類共通の判断の基準を満たすこと。 [判断の基準は容器に適用]
ダストブロワー	フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
レターケース	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
メディアケース	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
OAフィルター	次のいずれかの要件を満たすこと。

(枠あり)	<p>①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。</p>
丸刃式紙裁断機	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
カッターナイフ	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
カッティングマット	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
デスクマット	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
OHPフィルム	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</p> <p>②インクジェット用のものにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
絵筆	<p>金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
絵の具	<p>文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>[判断の基準は容器に適用]</p>
墨汁	<p>文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>[判断の基準は容器に適用]</p>
のり (液状) (補充用を含む。)	<p>文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>[判断の基準は容器に適用]</p>
のり (澱粉のり) (補充用を含む。)	
のり (固形) (補充用を含む。)	<p>文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>[判断の基準は容器・ケースに適用]</p>
のり (テープ)	
ファイル	<p>金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
バインダー	<p>金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
ファイリング用品	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
アルバム	文具類共通の判断の基準を満たすこと。

(台紙を含む。)	
つづりひも	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
カードケース	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用封筒（紙製）	古紙パルプ配合率40%以上であること。
窓付き封筒（紙製）	古紙パルプ配合率40%以上であること。窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙	古紙パルプ配合率70%以上であること。また、塗工されているもの にあっては、塗工量が両面で30g/m <sup>2</sup> 以下であること又は塗工されて いる印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。塗工されていないも のにあっては、白色度が70%程度以下であること。
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
タックラベル	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ 配合率70%以上であること（粘着部分を除く。）。
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	【文具類共通の判断の基準を満たすこと。
黒板拭き	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ホワイトボード用イレーザ	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
額縁	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ごみ箱	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機(手動)	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
名札（机上用）	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
名札（衣服取付型・首	文具類共通の判断の基準を満たすこと。

下げ型)	
鍵かけ (フックを含む。)	文具類共通の判断の基準を満たすこと。
チョーク	再生材料が10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	再生材料が70%以上使用されていること。
梱包用バンド	金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。また、金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

### 【照明】

特定調達品目	主な判断基準
LED 照明器具	<p>①投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」別記12-1表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」別記12-1表1-2に示された基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 固有エネルギー消費効率が国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」別記12-1表2に示された基準を満たすこと。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>③LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>
LED を光源とした内照式表示灯	<p>①定格寿命は 30,000 時間以上であること。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>

### 【印刷】

特定調達品目	主な判断基準
印刷	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <p>①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとする。</p> <p>②国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」別記22-2表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・</p>

	<p>目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>③印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④印刷の各工程において、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」別記 2 2 - 2 表 2 に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p>&lt;個別事項&gt;</p> <p>①オフセット印刷</p> <p>ア. バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1% 未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</p> <p>イ. インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>②デジタル印刷</p> <p>ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p>
--	---